

令和 8 年度 事業計画

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

【基本方針】

春季労使交渉では賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、成長と分配の好循環が動き始めていて、金利・物価の上昇など、この30年間では大きな変動が見られなかった様々な経済指標に変化が見て取れ、「コストカット型経済」から「成長型経済」に移行できるかどうかという分岐点にある。

一方、我が国では、生産年齢人口の本格的な減少という経済規模の縮小につながりかねない課題を抱えており、特に中小企業においては、深刻な人材不足に加え、資金繰りの逼迫や、後継者不足による事業承継の停滞など、雇用と事業継続に関わる課題が顕在化している状況にあり、我々社会保険労務士(以下「社労士」という。)が更なる活躍を求められる余地が多く残されている。

昨年は第9次社会保険労務士法改正が実現。「使命を託された存在」として、社会に大きな価値を提供するため、これまで以上に社労士が重要な役割を果たしていく必要があるという認識のもと、「ビジネスと人権」や「労務監査」について理解を深めるとともに、個人情報保護と情報セキュリティ対策の徹底はもちろんのこと、DXやAIの活用など、今後を見据えてあらゆる分野に精通していくための事業を展開していくこととする。

今後も社労士の更なる社会的地位の向上を目指すほか、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、変革の時代を乗り越えるためコンプライアンスの強化と高い職業倫理の確立に努め必要な取組みを進める。

【重点目標】

I 社労士制度推進に関する事業

1. デジタル化推進に関する事業

デジタル化に象徴される事業環境の急激な変化へ対応していくとともに、電子申請に取り組む会員の支援を行うほか、社労士事務所の情報セキュリティの向上を図るため、SRPⅡの認証取得の重要性を再周知する。また、サイバー攻撃から顧問先企業を含めた個人情報を守り、危機的事象発生時においても情報資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続又は早期復旧を図るため、セキュリティに関する情報提供等を行うほか、関与する企業等のデジタル化を推進する。

社労士がデジタル化に対応する専門士業であることを認識し、運用が開始された政府の国家資格等情報連携・活用システムへの対応支援を行う。

2. 社労士会労働紛争解決センター秋田に関する事業

「総合労働相談所」と連携し、利用促進を図って実績に結びつくよう取り組むとともに、特定社労士が紛争解決手続きの実務を適切に行うため、関係機関による協議会や合同研修会に参加する他、特定社労士資格取得を広く会員に働きかける。

社労士会労働紛争解決センターの利用実績を高めるために有効と考えられる広報を展開

し、事業促進に関連する各種情報の収集に努める。

ODR（オンライン紛争解決）に関して、既に実施している機関より情報収集を行う。

3. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法第27条（非社労士の業務制限）等に違反する業務侵害行為が、労務管理の適正性を損ない、労働者等の重大な権利侵害に繋がり得るものであり、社労士制度の根幹に関わる極めて重要な問題であるという認識のもと、業務侵害行為の撲滅を目指し、連合会と情報共有の仕組みを強化し、厳正かつ適切に対処していく。

4. 働き方改革推進支援に関する事業

社労士による働き方改革の推進が促進されるよう、情報発信を行うとともに、企業が新しい働き方を導入することに伴う課題・対策等について情報共有に努める。また、連合会が受託した厚労省の委託事業で、全国に開設する働き方改革推進支援センターの事業運営に協力する。

II. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

1. 秋田県ハラスメント外部相談窓口設置事業

県の委託事業であるハラスメントに関する外部相談窓口設置事業の適切な運営と、窓口相談員の育成・研修の充実に努める。

2. 街角の年金相談センター秋田（オフィス）及び年金事務所等における年金相談窓口等の運営に関する事業

連合会との連携を強化し、社労士による対面相談力の更なる向上を目指すとともに、Web研修・会議システムを活用した研修の実施と、年金機構の実施する研修への積極的参加を呼び掛け、スキルアップを図るなど業務委託社労士の育成に注力するほか、街角センターに対する指導監査（自主点検）を行うなど、適正かつ円滑な運営に資する。

3. 成年後見制度への対応に関する事業

「一般社団法人社労士成年後見センター秋田」の運営を引き続き側面から支援し、必要に応じセンターの開催する研修や事業に対する支援を行う。

4. 学校教育等に関する事業

引き続き「出前授業」を実施するとともに、他県会との情報共有を強化する。

5. 秋田県が取り組むがん就労支援対策への協力に関する事業

県・がん相談支援センターを設置する拠点病院と連携し、がん患者の就労支援に関する相談体制の確立を目指す。

III 会員の能力向上に関する事業

1. 体系的研修の実施に関する事業

働き方改革が進む中で、事業環境の変化に適合できる専門家として、企業を取り巻く環境と課題に対して実務的なノウハウの習得、個々の企業の実情に応じた総合的な支援を行う能力を養うことなどを目的とした研修会をはじめ、第9次社会保険労務士法改正に基づき「使命を託された存在」として、社会に大きな価値を提供するため、ビジネスと人権の関係性を深く理解し、労務監査について及びAIに代替されない社労士の価値や専門力を発揮するための研修会の開催を目指す。

また、専門性の能力担保として外部から評価され得る新たな研修の実施や必要な情報等を積極的に提供するよう引き続き連合会や地域協議会等と連携する。

2. 社労士の品位保持に関する事業

会員の職業倫理意識の高揚及び倫理研修の受講徹底を図る。

不適切な情報発信等が行われていないか定期的な確認を行う。

IV 広報に関する事業

1. 県民に向けた広報に関する事業

労働保険年度更新、社会保険算定基礎届、社労士制度推進月間及び社労士の日等あらゆる機会を活用し広報活動を実施する。

県民及び県内企業に対し、効果的に社労士制度を周知するための広報活動を検討するほか、ホームページ等を活用した広報の充実を図る。

2. 会報の発行

今年度の発行は、年2回を予定する。

3. 社労士制度推進月間事業について

中小企業支援セミナーを10月開催に向けて企画し、併せて「無料相談会」の実施も検討する。

4. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業

関係機関・報道機関等と相互に連携し、社労士の活動に関する広報の協力を求める。

V 行政機関・各種団体等との連携に関する事業

1. 日本年金機構、全国健康保険協会との連携について

可能な限り要請のある県内各年金事務所等へ年金相談対応者の派遣を行い、毎月、代表年金事務所と定例会を実施し連携を図る。定例会では、年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角センター（オフィス）の円滑な運営に資するため、具体的な実施方法について協議を行う。

また、全国健康保険協会と連携を図り、健康保険制度の適正かつ円滑な運営に資する施策の周知等に協力を行う。

2. 税理士会との連携について

税理士会及び社会保険労務士会双方の職域を尊重し、良好な関係を構築することにより、両士業の発展につなげていくため定例協議を実施する。

3. 国土交通省との連携

国土交通省が進める建設業の社会保険加入対策等の取組について必要な協力を行う。

4. その他

連合会の諸事業に積極的に協力するとともに、連合会の行う共済事業等に協力し、会員の福利厚生に資する。

VI 各種事業

1. 秋田SR経営労務センターへの協力等に関する事業

労働保険事務組合「秋田SR経営労務センター」を支援し会員の活用を促進すること

で、顧問先事業所のメリットと利便性の向上を図り、社労士の業務拡大に資することを目的として、その運営等に協力する。

2. 社労士賠償責任保険等に関する事業

依頼者を保護し併せて社労士自身をも守るため「社会保険労務士損害賠償責任保険」への加入促進を図る。また、本会が推薦する各種の相談員、講師等への登用登録には同保険への加入を条件として、責任体制を明確にして信頼性の向上に努めるとともに、社労士の職域に関して損害賠償請求事案が発生した場合にはその解決のため会員の支援に努める。

3. その他の事業

厚生労働省をはじめ行政機関等からの受託事業は、当会の事情が許す限り原則として受け入れることとする。